

## 別紙第2 勸告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）を次のとおり改正するよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 55歳を超える職員の給料月額減額支給等

付則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に係る減額の割合を100分の0.4とすること。

### 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

現行の給料表（特定任期付職員に適用される給料表、任期付職員行政職給料表、任期付職員教育職給料表（一）及び任期付職員教育職給料表（二）に限る。）を別記第2のとおり改定すること。

### 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

### 4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年茨城県条例第47号。（1）において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次に掲げる職員である者にとっては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例付則第17項の表の給料表欄に掲

げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（医療大学の学長の職にある職員を除く。以下「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額から、当該額に100分の0.4を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を給料として支給すること。

- (1) 平成21年改正条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員（(2)に掲げる職員を除く。） 100分の99.1
- (2) 医療大学の学長の職にある職員 100分の98.94
- (3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.34

## 5 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、(2)については、平成24年4月1日から実施すること。

また、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を調整するため、所要の措置を講ずること。

なお、上記の調整措置を行うに当たっては、人事院勧告に準ずることを基本とするとともに、以下により行うこと。

ア 減額措置前の職員の給与により算定すること。

イ 当該調整措置の対象となる職員は、次に掲げる職員以外の職員とすること。

適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）付則第7項から第9項までの規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職給料表（一）の適用を受ける職員、第2号任期付研究員、第1号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が1号給から3号給までであるもの、任期付職員行政職給料表の適用を受ける職員でその級が1級から8級までであるもの、任期付職員海事職給料表の適用を受ける職員、任期付職員教育職給料表（一）若しくは任期付職員教育職給料表（二）の適用を受ける職員でその級が1級から3級までであるもの又は任期付職員医療職給料表（一）、

任期付職員医療職給料表（二）、任期付職員医療職給料表（三）若しくは任期付職員福祉職給料表の適用を受ける職員。

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から76号給まで
	3 級	1 号給から60号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から36号給まで
	6 級	1 号給から28号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
公安職給料表	1 級	1 号給から104号給まで
	2 級	1 号給から96号給まで
	3 級	1 号給から84号給まで
	4 級	1 号給から68号給まで
	5 級	1 号給から44号給まで
	6 級	1 号給から36号給まで
	7 級	1 号給から28号給まで
	8 級	1 号給から16号給まで
	9 級	1 号給から 4 号給まで
海事職給料表	1 級	1 号給から69号給まで
	2 級	1 号給から69号給まで
	3 級	1 号給から68号給まで
	4 級	1 号給から52号給まで
	5 級	1 号給から40号給まで
	6 級	1 号給から24号給まで
教育職給料表（一）	1 級	1 号給から84号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで
	3 級	1 号給から52号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで
教育職給料表（二）	1 級	1 号給から104号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで

	3 級	1 号給から36号給まで
教育職給料表（三）	1 級	1 号給から104号給まで
	2 級	1 号給から96号給まで
	3 級	1 号給から52号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から108号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から52号給まで
	4 級	1 号給から36号給まで
	5 級	1 号給から16号給まで
医療職給料表（二）	1 級	1 号給から85号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から68号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
	5 級	1 号給から40号給まで
	6 級	1 号給から24号給まで
	7 級	1 号給から 8 号給まで
医療職給料表（三）	1 級	1 号給から108号給まで
	2 級	1 号給から92号給まで
	3 級	1 号給から68号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
	5 級	1 号給から40号給まで
	6 級	1 号給から20号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
福祉職給料表	1 級	1 号給から104号給まで
	2 級	1 号給から80号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から48号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで

ウ 当該調整措置の対象となる給与は，給料，管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，単身赴任手当の基礎額，へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額並びに期末手当及び勤勉手当とし，当該調整措置における額の算定に用いる割合は，100分の0.35とする

こと。

エ 任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める職員については、当該調整措置における額の算定に関し所要の措置を講ずること。

**(2) 平成24年4月1日における号給の調整**

平成24年4月1日において42歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員，医療大学の学長の職にある職員，第1号任期付研究員，第2号任期付研究員及び特定任期付職員である者を除く。）のうち，当該職員の平成21年4月1日の昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は，(2)による調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすること。

**(3) その他所要の措置**

(1)及び(2)に掲げるもののほか，この改定に伴い，所要の措置を講ずること。